

Vol.1 No.3 2005年1月

ISO14001 改訂版『ISO14001:2004』が 発行されました。

平成 16 年 12 月 27 日 経済産業省

この改正で社会的信用を維持する上での要求事項に対し安易な解釈が出来ないように厳格な規定がなされました。また、ISO9001 との両立性を向上させるため、文書に対する規定や**文書・記録・手順・不適合・予防措置・是正処置・監査員**の定義が ISO9001 より引用されました。

新規格への移行期間は発行から 18 ヶ月間で、これ以降、猶予措置は適用されません。

どこがどう変わるの??

発表内容では不明な点も多いと思いますので、ちょっと分かりやすく解説致します。

1. 要求事項の明確化

現在の規格は解釈にゆとりがあった為、重要な環境側面を除外してシステムを構築して、あたかも組織全体が認証取得したかのように表現できましたが、今回の改訂で『製品、活動または(or)サービス』から『製品、活動および(and)サービス』へと変わりました。これに伴って、認証取得する組織の『製品だけ』とか『サービスのみ』といった限定でなく、認証を取得する組織の業容(製品からサービス)全てが対象となり、この範囲における全ての環境側面を考慮する必要があります。除外する範囲においては書類で説明することが推奨されています。

このことから考慮すべき環境側面の認識も大きく変えなければいけません。考慮する環境側面を表(右上表)にしました。

このように、『原料の調達やエネルギー使用でどれだけの環境影響があるのか?』とか、『製造における環境負荷は?』、『製品・原料運搬でどれだけのエネルギーを消費するの?』、『販売の包装形態は環境に優しいのかな?』、『販売後に廃棄された製品はどうなの?』、『取引先は環境に優しい活動をしているのかな?』等といった自社の活動が及ぼす全ての環境側面を考慮することが推奨されています。

考慮すべき環境側面の相違

	ISO14001:2004	ISO14001:1996
直接影響	→ → 廃棄物及び副産物 土壌汚染(排出を含む) → エネルギー消費 放出するエネルギー(熱・振動等) 物理的な属性(大きさ・形・色など)	大気系への放出 水系への排出 廃棄物の管理 土壌汚染 原料や天然資源の使用 その他、地方環境及び地域社会
間接影響	設計・開発 製造プロセス 包装・輸送 請負業者の環境活動 廃棄物管理 原料・天然資源の採取・運搬 運搬・使用及び使用後の処理 野生生物及び生物多様性	特に無し

2. ISO9000 との両立性の向上

上の表を見て ISO9000 の様な項目が・・・と思う人もいるかもしれませんが、今回の改訂では ISO9000 との両立を目指しています。

文書に関する規定(文書化・管理・記録)や内部監査、マネジメントのレビューが ISO9000 と同様なものとなりました。また、『監査員』『是正処置』『文書』『不適合』『予防措置』『手順』『記録』といった 7 つの定義が ISO9000 から導入されてきました。これによって、今までの ISO14000 と ISO9000 は別々の取組みと言う感がありましたが、この改正で両者が近い活動として運用できる事になります。

近年、ISO マネジメントシステム自体の有効性が問題視されてきました。ISO14001 の活動による環境改善が目的ではなく、認証取得が目的の活動が多くなり規格自体の社会的信用の失墜が危ぶまれていました。今回の順法管理の厳格化、環境側面の網羅、要求事項の明確化が図られたことで、極端な話をすれば『紙・ゴミ・電気』のみのシステムから、世界的な視野を持った厳格な環境マネジメントシステムに成長したわけです。

詳しい資料を希望の方は、研究開発室 柿沼
または営業担当までご連絡下さい。

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水処理・用水処理・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他)

